

# 周辺事態法の成立・米軍再編問題と『世界』

— 日米同盟をめぐる論説の検証 (5) —

水 野 均

## 1 問題の所在

岩波書店の発行する総合雑誌『世界』が、日米両国間の安全保障同盟関係（日米同盟）にどのような姿勢で臨んでいたか。この疑問への答えを求めて、筆者は既に、旧安保条約の締結（1951年）、改定安保条約の締結（1961年）、沖縄返還協定の締結（1971年）を経て、冷戦の終結（1989年）前後に至るまでの期間に、同誌が掲載した論稿を基に分析・検討を試みた。そして、その結果、『世界』は、これら条約・協定の内容・運用に問題点を感じつつも、それに対する有効な代案を提示するに至らず、結果として日米同盟の基盤が継続していくのを阻止できなかった、との結論に達している。

しかし、『世界』の日米同盟に抱いた問題点は、以後今日まで解決する契機がなかったのであろうか。この点を解明するため、この稿では、1990年代前半から、周辺事態法の成立（1999年）を経て、2000年代半ばの米軍再編問題に至るまでの間に、同誌の発表した論稿を基に考察してみたい。

## 2 『世界』の冷戦後安保構想

1993年、『世界』4月号は、古関彰一（独協大学教授、憲法学者、以下、肩書は当時）ら9名の学究による共同宣言『「平和基本法」をつくろう』を掲載した。そこでは、「国論を二分した憲法と自衛隊の矛盾を、日本国憲法の精神に即しながら……解決し、国民的なコンセンサスを」形成するための、「憲法第9条の下位法に位置づけられる準憲法的な法律として、平和憲法の精神にのっとった『平和基本法』」の要綱案を提示した。そして、その上で、「アジア・太平洋地域……に仮想敵を作らず、政治的・経済的・文化的な交流を深め、つねに相互信頼を醸成する努力を積み重ね、不可侵・不戦の相互宣言、条約を作るなどの努力をし、将来的に国連憲章の定めた本来の地域的集団安全保障の機構を作るなどの……努力を行う。」必要があるとした。さらに、「日本は憲法の精神からして、いかなる軍事同盟にも加わるべきでなく、「冷戦時代の日米安保条約は、冷戦後の新たな情勢進展に着目しつつ脱軍事化し、（前述した）地域的集団安全保障体制」への「発展解消」を期待する、としていた（54～56頁、以下、引用後のカッコ内頁番号は、断りなき限り『世界』の頁を示す）。

しかし、翌1994年6月、米国と北朝鮮との対立は戦争の瀬戸際にまで高まったが、米国のカーター元大統領の訪朝によって危機が寸前で回避されるなど、冷戦後の国際関係は、古関らの提言とは裏腹に、「相互信頼を醸成する」には多大な困難を伴う状況に置かれて

いた。また同時期、元京都産業大学教授の若泉敬（国際政治学者）は、沖縄返還交渉の際に自らが当時の佐藤栄作首相から命を受けて米国政府側と裏交渉に携わった体験を著わして公刊したが、そこには、佐藤首相とニクソン米国大統領（当時）が「米軍は、沖縄の返還時には同地に保管している核兵器を撤去するが、以後の有事に際して沖縄への核兵器の再持ち込み及び通過を認める」との密約を交わしたと記されていた<sup>(1)</sup>。これは、東アジア地域における米軍の軍事戦略に沖縄（及び日本）が深く組み込まれていることを示していた。

さらに、同年の『世界』12月号には、やはり古関ら「『平和基本法』をつくろう」を提案した同じ顔ぶれによる共同宣言「アジア・太平洋地域安保を構想する」が掲載された。その中では、「冷戦の終焉」及び「ソ連崩壊によって、（日米）安保条約から『共通の敵』が失われ、対ソ抑止の前進基地としての在日米軍基地の存在意義と必要性は大きく低下した。」として、「日本周辺を含むアジア太平洋地域においても、従来の構造は大きく崩れて」おり、「『威嚇・対決』型から『共通の安全保障』型への模索が開始されている。」ゆえに、日本も、「『日米安保の堅持』でとどめてはならない。」と指摘した。

宣言ではさらに、「私たちは、日米安保条約即廃棄論ではない。」（下線は筆者）という立場から、同条約の「脱軍事化と地域安全保障化」について論じ、「脱軍事化」としては、①極東条項（安保条約第6条）の厳格な運用（「フィリピン以北、日本及びその周辺で、韓国、台湾も含まれる」の枠内に抑える）、②「事前協議」を日本から提起できることの確認、③「ガイドライン路線」からの脱却、等を挙げた。このうち、③の内容としては、「米軍との共同作戦研究や共同演習を縮小、停止し、指揮の分離を明確にする。」「ガイドラインに基づく『シーレーン防衛作戦研究』などは公開した上で白紙化し、『洋上防空』共同作戦をやめ、リムパックを含めた共同演習への参加停止（演習そのものの中止呼びかけ）を行う。」としていた。また、「地域安全保障化」に触れて、それが、「『米国を中心とする多角的安全保障』ではなく、アジア・太平洋諸国が、能力や関わり方の違いがあっても、平等を原則として参加する」形の「共通の安全保障の考え方に立脚し、『敵を持たない』という条件を満たすものでなければならない」と論じた。そして、日本には、「冷戦時代に築かれた現存の日米、米韓、米比、ANZUS等の安全保障体制を、『敵を持たない』安全保障体制へと転換する先例を生み出す努力が求められている」と主張した（33～38頁）。

以上の提案からは、日米安保条約に代わる安全保障の枠組みについて、米国を除外する形では構想していないことが読み取れた。それに加えて、新しい枠組みを形成するに際して、日米安保条約を廃棄するのではなく、あくまで同条約の内容を転換・変質させるとしていた点でも、日米同盟の根本的転換に向けた方図を示すには限界があったと言えよう。

### 3 「樋口レポート」の安全保障構想

同じ1994年の8月、村山富市首相（自民党・社会党・新党さきがけによる連立政権の首班で社会党委員長）の下に、防衛問題懇談会（前任の細川護熙首相〔日本新党〕の設置した私的な諮問機関、座長は樋口廣太郎・アサヒビール会長が務めた）は、「日本の安全保

(1) 若泉『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』文芸春秋社、1994年。

障と防衛力のあり方（樋口レポート）」と題する報告書を提出した。そこでは、「冷戦後の国際環境の変化」の中で、日本には「整合性のある総合的な安全保障政策の構築が必要」であるとして、その支柱の一つに、「日米安保条約の機能充実」を挙げた。そして、「日本自身の安全を一層確実にするためにも、また多角的な安全保障協力を効果的にするためにも、日米間の緊密で幅広い共同作業が不可欠」であると指摘した。

報告書はさらに、「米国を中心とする（北大西洋条約機構 [NATO] や日米安保条約に基づく）国際的協力が冷戦後の安全保障体制において現実的な基盤となることを考えれば、これらの条約機構が、新しい安全保障体制の形成にとって重要な資産として受け継がれるのは、理由のあることで」あり、「アジア・太平洋地域の安全保障環境との関連においても、……米国が今後も日本をはじめ、韓国、オーストラリア、シンガポール、フィリピン、タイなどの地域諸国とそれぞれの仕方で作り上げている安全保障体制の枠組みを維持していくことは、この地域全体のために大きな意味を持っている」と論じた。ここには、「アジア・太平洋地域における多角的な安全保障協力を日米同盟の廃止によるのではなく、その延長上で実現しよう」という、古関らの宣言（前出）と基を一にする主張がなされていた。

報告書は続けて、「冷戦後の安全保障環境の下でも、日米安保条約は、依然として、日本自身の防衛のための不可欠の前提で」あり、「特に米国の核抑止能力は、核兵器を所有する諸国家が地球上に存在する限り、日本の安全にとって不可欠である。」と、日本政府が従来から採っているのと同じ路線上の政策を提言した。その一方で、「米国政府はロシアその他に呼びかけて核軍縮に努力するとともに、新たな核保有国の登場を防ぐことを当面の重要な政策目標として」おり、「日本は、今後も非核政策を堅持していく決心であるので、そのいずれの目標とも、日本の利益に完全に合致している。」「核兵器から自由な世界を創るという長期的な平和の戦略と、日米安全保障協力の維持・強化とは、この点でも密接不可分の関係にある。」と主張していた。

この部分には、「核軍縮の実現」による日米安保条約の「脱軍事化」という目標が表明されていた。しかし、他方で、「より日常的なレベルでの日米安全保障協力関係の促進を図る」ためとして、「政策協定と情報交流の充実」、「（自衛隊及び米軍部隊の）運用面における協力体制の促進」、「（日本の対米）後方支援における相互協力体制の整備」、「装備面での相互協力の促進」、「駐留米軍に対する支援体制の改善」を挙げ、日米防衛協力の強化を提言していた<sup>(2)</sup>。

この報告書について、前述した共同宣言「アジア・太平洋地域安保を構想する」は、「とても軍縮とは呼べない将来像を描いて」おり、「冷戦思考に縛られた反時代的な作文に見える」と批判していた（39頁）。しかし、冷戦後の日本における安全保障構想を日米同盟の延長上で捉えていた点において、両者の提言は同じ枠組みの中に置かれていたと言えよう。

#### 4 「ナイ・レポート」と第2次防衛大綱

翌1995年2月、米国防総省は、「東アジア太平洋地域におけるアメリカの安全保障政策

(2) 細谷千博他編『日米関係資料集1945-97』東京大学出版会、1999年、1270-1290頁。

(EASR, ナイ・レポート)」と題する報告書を発表した。そこでは、米国が「アセアン地域フォーラム (ARF) のような新しい多国間の場に積極的に参加して、地域的安全保障への貢献に関与している」とする一方、「こうした取り組みは、アジア太平洋地域における米国の二国間同盟関係 (日米安保条約等) を補完するものであり、これを代替するものではない。」と指摘した。そして、その上で、「日米同盟は、アジアにおける米国の安全保障政策上の要で」あり、「同地域全体からアジアにおける安全を確保するための主要な構成要素となっている。」と指摘した。

さらに同レポートは、「在日米軍は日本及び近隣地域における米国の利益を防衛するのみならず、東アジア地域全体の平和及び安全を維持することにも関与し備え」る一方で、日本は、「米国の軍事行動・訓練に対して、(基地の提供等) 安定的かつ確実な環境を提供する」と共に、「防衛力を漸進的に強化」した結果、「冷戦後の日米安全保障関係が著しく強化された。」「日本側は憲法上の制約に従いつつ自国領域及び1千海里シーレーンの防衛に専心し、米国側は戦力の投入と核抑止の責任を受け持った」という「役割の分担」が「日米相互の利益になると同時に、国際関係全体の平和と安全の維持、という広範な利益をもたらしている。」と述べていた<sup>(3)</sup>。

この「ナイ・レポート」の出た背景には、前述した「樋口レポート」が「多角的安全保障協力の重要性」に紙幅を割いていたことに米国側が、「日本が冷戦後、米国と距離を置き始めるのではないか」との懸念を抱いたことがあったといわれる。しかし、同年11月、日本政府は、「平成8 (1996) 年度以降に係る防衛計画の大綱 (第2次防衛大綱)」を決定した。そこには、「米国との安全保障体制は、我が国の安全の確保にとって必要不可欠なものであり、また、我が国周辺地域における平和と安定を確保し、より安定した安全保障環境を構築するためにも、引き続き重要な役割をはたしていくものと考えられる。」「核兵器の脅威に対しては、核兵器のない世界を目指した現実的かつ着実な核軍縮の国際的努力の中で積極的な役割を果たしつつ、米国の核抑止力に依存する」と、日米同盟を重視する方針が示されていた<sup>(4)</sup>。

そうした中で、同じ年、『世界』の10月号に、嶋田数之 (朝日新聞記者) は、「日本外交のいびつなトライアングル」と題する一文を寄せた。そこで彼は、①EASR が目的とする「覇権的国家」の「抑止」が、中国を標的としているのは「明白」であり、「アジアで均整のとれたバランス外交を日本が目指そうとするのなら、…… (そのような) 米国の安保戦略に日本がそのまま乗るのはリスクが大きすぎる。」②「多国間安保体制は、長い目で見れば日本など同盟国の米国離れを招くと、米政府当局者は考えて」おり、「米国は日米安保体制を見直す中で、日本領土への攻撃に対する共同防衛を定めた安保条約の第5条より、極東の安全保障のために在日米軍が行動できるとする第6条を、より重視する姿勢を鮮明にし始めて」おり、「EASR が朝鮮半島や中国の軍事脅威など、想定される東アジアの将来の危機に対し、米国を補完する日本の新たな役割に期待を表明するものだとすれば、ACSA (日本側から米軍艦用の燃料や消費物資の提供と輸送を行うための協定) をめぐる議論は、これから現実的な問題として、(日本) 政府の検討課題に再浮上する可能性

(3) 「ナイ・レポート」の全文は、同上、1297-1313頁。

(4) 「第2次防衛大綱」の全文は、佐道明弘『戦後政治と自衛隊』吉川弘文館、2006年、251-263頁。

がある。」と指摘した。

その上で彼は、「米国が新たな日米安保の機能として（安保条約の第5条と第6条の）どちらに比重をかけようとしているのか、日米安保体制の再定義に込められた米国の暗黙のメッセージを日本が読み誤らないことが、日米関係を良好に保つ最善の手段といえる。」と主張した。さらに続けて、「新たな日米安保体制を構築する中で、米国との緊密な関係が続ける日本に米国がアジアのリーダーシップのバトンを託し、日本の陰でアジアへの影響力を保持しようとしている、との見方も可能」であり、「アジア諸国が日本にどんな役割を求めているかを、よく吟味することが肝要だ。」とも論じていた（205～208頁）。ここには、日米安保条約を廃止するのではなく、その存在を前提とした上で、日本にとって有益な外交・安全保障政策を実現することの必要性が記されていた。

## 5 沖縄の危機と『世界』

その一方、1995年9月、沖縄県で米軍の兵士が婦女暴行事件を起こしたのをきっかけに、沖縄県民からは米軍基地の撤廃を求める声が上がった。沖縄県では1972年に日本に復帰した後も米軍基地の縮小が進まず、1995年時点で県土面積の10.8パーセント、在日米軍基地の総面積中の75パーセントを占めており<sup>(5)</sup>、これが同県民の強硬な姿勢を増幅する要因となっていた。こうした中で、大田昌秀・同県知事は、駐留軍特別措置法に定められた米軍用地の強制収用を認める署名を拒否するに至った。このため、翌1996年4月、沖縄県の読谷村にある米軍の楚辺通信所は、使用期限が切れて「不法占拠」の状態に陥った。

そのような中で同じ月、日本の橋本龍太郎・首相と米国のクリントン大統領は、「日米安保共同宣言」を発表した。この宣言では、「日米安保条約に基づく米国の抑止力は引き続き日本の安全保障の拠り所である」と同時に、「米国が引き続き軍事的プレゼンスを維持することは、アジア太平洋地域の平和と安全の維持のためにも不可欠である」という点を確認し、その上で、「日米両国間に既に構築されている緊密な協力関係を増進するため、1978年の『日米防衛協力のための指針（旧ガイドライン）』の見直しを開始する」と、日米同盟を強化する方針を述べていた。その一方、沖縄に対しても、「日米安保条約の目的との調和を図りつつ、（同県に高度に集中している）施設及び区域を整理し、統合し、縮小するために必要な施策を実施する決意を再確認した。」とするなど、沖縄側の不満にも配慮を示していた<sup>(6)</sup>。さらに同年6月、日米両国政府は、かねてより懸案となっていた、自衛隊と米軍との間における後方支援及び物品・役務の相互提供に関する協定（ACSA）を締結した。

こうした動きの中、沖縄県の大田知事は、『世界』の同年5月号のインタビュー記事「本土から沖縄は『見れども見えず』なのでしょうか」で、「北朝鮮の脅威とか、中国の脅威」に対しては、「むしろ本土の九州辺りの方がずっと北朝鮮に近い」し、「中国に対しても対応できる最も便利な場所を占めて」おり、「沖縄が地政学的に（中国や沖縄に近い）というのは、こじつけにしかすぎない」と主張した。その上で彼は、「今回の代理署名に

(5) 畠基見『ヤマトンチューのための沖縄問題・基礎知識』亜紀書房、1996年、59-60頁。

(6) 「日米安保共同宣言」の全文は、前掲書『日米関係資料集』1345-1353頁。

(自分が) 応じないということが、ある人から言わせると安保体制に危険をもたらすという」けれども、「私は安保を廃棄しろなどと言って」おらず、「沖縄の過重な基地を一つ一つできるところから縮小して行って、最終的には、基地のない平和な沖縄にしてくれということを申し上げている」、「現在、日米安保体制がそれほど重要であるというのであれば、どうしてその責任を全（日本）国民で負担しないのか」と語っていた（156頁）。

また、同じ年の『世界』7月号には、鴨武彦（東京大学教授、国際政治学者）が「パワーポリティクスからの脱却を」と題する論稿を寄せた。そこで彼は、「日米安保体制を持続するにしても、それは中国に対する『軍事的封じ込め』政策を前面に出すものであっては」ならず、「むしろ日本は、中国に対して、21世紀初頭までには、国際的な信頼醸成作りを目指すアジア太平洋多国間安全保障機構の創設に積極的に参加、協力してもらうように根張り強く要請していくべきである。」と主張した。さらに、「今後（日米）両国政策担当者が、日米安保条約に基づく有事想定シナリオを協議し、日米軍事協力を進めていく」際には、それが「対米関係のみならず、対朝鮮、対中、対口、対東南アジアと国際関係に広く衝撃と影響を与えることを念頭に置いていくべきで」と同時に、「日本の憲法との整合性及び矛盾の争点を明らかにし、『憲法の枠組み』の中で認められる政策とそうでない政策とをハッキリ区別するのでなければならない。」と論じていた（30～33頁）。しかし、そこには、有事の際に沖縄の負担をいかに減らすかの具体的な方図は示されていない。

また同じ号には、竹田いさみ（独協大学教授、国際関係論）と前田哲男（東京国際大学教授、軍事ジャーナリスト）との対談「アジア太平洋に多国間安保は可能か」が掲載された。その中で竹田は、「現在、アジア・太平洋地域で多国間安保を構想する場合、まず第一に日米同盟のような二国間同盟が基盤となって、第二段階としてARFのような他国間の枠組みを育てていくことが最も現実的である」と指摘した。また前田は、「日米（両国）は永続的に太平洋を挟んで存在し続ける」ゆえに、「ここにきずながなければ困るのは絶対的な与件だ」と思うと述べ、同時に、「問題はそれを安保条約、軍事同盟、軍事基地の提供、労務費の提供という形で、日本が続けていくのか」、「もっと別のきずなに変えていくのか」、「それをアメリカが受け入れるかどうか、その選択肢だ」と、沖縄の抱える負担への配慮を示した。その上で、「アジア・太平洋という大きな広がりの中で日米安保をながめてみて、日米がアジア・太平洋に負っている果たすべき責務とは何だろうという問題意識から、我々の新しい外交的な役割を設定」する必要がある、と述べた（48～52頁）。ここには、竹田と同じく、日米安保条約の存在を前提としての主張がなされていた。

そして同年9月10日、日本政府は沖縄県の経済振興を目的とする50億円の特別費を計上すると閣議で決定し、同月13日、大田知事は前年以来拒否していた米軍用地の強制収用に応じた。そこには、「強制収用に反対する県民の意に反するのは自分の本意ではないが、日本政府から沖縄振興の具体策を得たことから、将来における沖縄の活路を見出したい」という大田の決断があった<sup>(7)</sup>。

翌1997年、『世界』の1月号に、坂本義和（東京大学名誉教授、国際政治学者）は、「相対化の時代」と題する論文を寄せた。ここでは、「冷戦期には、『安保反対』と『(米軍)基地反対』とは、不可分であるのが普通だった。」けれども、「今日では、安保には反対し

---

(7) 『朝日新聞』1996年9月14日。

ないが、基地には反対という立場、また、基地には反対だが、基地撤去ではなく、基地縮小を要求するという声も少なくない。」という点に、「安保問題と基地問題との相対化……が現れている」と分析していた(52頁)。

また同じ号で、船橋洋一(朝日新聞アメリカ総局長)は、「エンゲージメント、安定、アンバランス—アジア太平洋の21世紀戦略」という論文で、「日米安保体制は従来もこの(アジア太平洋)地域の平和と安定に貢献してきた。」ゆえに、「日本と米国は(ARF等)この地域の多角的枠組みを堅固にするためにも、この(日米)同盟をしっかりと、そして賢明に維持しなければならない。」と論じていた(103頁)。これに対して同じ号に野田英二郎(元駐インド大使、日中友好会館副会長)の寄せた論文「自立平和と外交への道」は、「日米安保体制は意義ある歴史的使命を果たしてきた。」けれども、「今後は米軍基地を、沖縄のみならず日本全国にわたって段階的に『整理・縮小・統合』すること—『常時駐留』から『有事駐留』に移行させるなどして—を検討すべき」であり、「現行の日米安保条約を『終了』させ(同条約第10条2項による)、米軍基地をすべて撤去することとし、米国との間には友好協力・相互信頼の原則を謳う新たな基本的条約を締結することを検討すべきではあるまいか。」と論じていた(114頁)。

このように、両者の見解は、日米安保条約への評価で異なるものの、日米関係を重視するという点において一致を見せていた。そして同年4月、日本政府は、米軍に基地を提供する際の手続きを定めた駐留軍特別措置法(特措法)の改定案を国会に提出し、これは実質9日間という短期間での審議の後に可決・成立した。改定された特措法は、米軍による土地の使用を県の収用委員会に申請した後は、収用委員会が申請を却下しても米軍が土地を使用するのを可能としていた。これは沖縄で米軍の施設が大田知事の署名拒否によって使用期限切れに追い込まれたような事態の再発を防ぐための措置であった。坂本や船橋とは異なる観点から、日本政府も米国との関係を重視していたのである。

## 6 「新ガイドライン」の成立と『世界』

その後、日米両国政府は、「日米安保共同宣言」(前出)に示された「旧ガイドラインの見直し」作業に着手し、その具体化として、1997年6月、「日米防衛協力のための新指針(新ガイドライン)」の中間報告を公表した。それによると、新指針は「平素から行う協力」、「日本に対する武力攻撃への対処」に加えて、「日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合(周辺事態)」に際して、「日米が協力して効果的にこれに対応し得る体制を構築すること」を最も重要な目的の一つとして掲げた。この「周辺事態」への対応は、「旧ガイドライン」において「具体的な準備を見送った」ものであった。

また、この中間報告では、米国が対日防衛への「コミットメント」を達成するため、核抑止力を保持する(傍点は筆者)ことも明記していた。そして、新指針を策定する際の基本的な前提として、「日米安保条約及びその関連取り決め」は変更されず、「日本の全ての行為は、日本の憲法上の範囲内において行われ」、日本は「周辺事態」における対米協力として、「新たな施設・区域(在日米軍基地)の提供及び自衛隊施設・民間空港・港湾の使用の実施」に加えて、「日米安保条約の目的達成のため活動する米軍に対して、後方地域での支援を行う」ものとされた。しかし、その「後方地域」の範囲は、「主として日本

の領域において行われるが、戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本周辺の公海及びその上空において行われることも考えられる。」と、極めて曖昧にされていた<sup>(8)</sup>。

同一年、『世界』の9月号に、竹岡勝美（元防衛庁官房長）は、「新ガイドラインに異議あり」と題する一文を寄せた。そこで彼は、「新ガイドライン」の中間報告（前出）の「平素から行う協力」には「賛成する」ものの、「私も日米友好の大切さは身にしみているが、いかに国防のためとはいえ、長年月にわたって外国軍隊が（日本に）駐留することは、独立国家としては大きな恥」であり、「在日米軍の戦闘部門は韓国に移駐してもらうべきではないか。」「これからも百年の米軍駐留を覚悟すべきではあるまい。」と、在日米軍基地の縮小・削減を主張した。その上で、「なぜ今、北朝鮮と戦う米軍を想定しての、国を挙げての後方支援、そのための有事法制などと、これほどまでに日本のエネルギーを費消しなければならぬのか、理解できない。」「焦点は北朝鮮を孤立させず、暴走させぬことの一点に尽きる。」「（ガイドライン）見直しのエネルギーと資金をこれに廻せぬか。」と述べた。

さらに彼は、「この（ガイドライン）見直しに関連して」、日本政府が「集団的自衛権の行使」に踏み込むことは、「米軍支援のために自衛隊員が、砲、戦車、戦闘機等と共に現地に派遣され、敵の将兵と殺し合わねばならないことを意味」しており、「（日本の）内地では同じ青年が海に山に楽しんでいるのに、遠く外地に派遣され戦死すれば、その父兄は黙っていようか。」と記した（37～40頁）。ここには、日米両国の協力関係を基本的に容認しつつ、それによる日本側の過剰な負担を削減したり、日本が戦争に巻き込まれるのを回避すべきとの主張がなされていた。

また、同年の『世界』10月号は、別冊で、「新ガイドライン」を特集し、その中に、田中明彦（東京大学助教授、国際政治学者）、常岡せつ子（フェリス女学院大学教授、憲法学者）、前田哲男（前出）による討論「挑戦を受ける憲法平和主義」を掲載した。その中で常岡は、「新ガイドライン」で「日本有事よりも、日本周辺有事の方が重視されて」いるが、「はたして朝鮮半島や台湾海峡で武力衝突が起こる可能性が本当に」あり、「仮に武力衝突が起きたとしても、それが日本に波及する可能性があるのか。」に「ついて、もう少し冷静な状況分析がなされるべきでは」ないかと指摘した。また、前田は、「周辺事態において日本が、たとえば武器弾薬の輸送を行う、情報の提供を行う、さらに第三国船舶の臨検、機雷の除去といった行動」等、「これまで（日本）政府が主張してこなかったし、それは集団的自衛権にわたるといふ言い方をしてきたところに（日米）協力の場が設定され、自衛隊がそれに関わっていく。」という問題点を挙げた。これに対して田中は、「時間をいくらかけても（日本に）安全保障上の問題が起きないのなら……憲法改正をした上で今の日米安保条約の下でのガイドライン、枠組みを作るといふのが望ましい。」「それをやらないのは、……論理のサーカスのような」ものだが、「現実には内政的外交的制約の中で政策を実行する」のも「やむを得ない」と応じた。

さらに常岡は、「日米安保条約については、廃棄というよりは、これまで軍事的な側面ばかりが強調されてきたのに対し、第2条に定められた政治経済的な性格の方に重点を移して行って、最終的には軍事的な側面をなくすという形を目指すべきだ」と主張し、前田

---

(8) 同上, 1997年6月9日。



も「一つ考えるべきだと思うのは、核抑止力に対する日本の立場の転換」であるとして、「エリツィン（ロシア）大統領は、日本に対する核ミサイルの照準を外したという。」「もともとと中国は、いかなる場合においても核の先制使用をしないとも言っている。」ゆえに、「日本周辺でアメリカが同意さえすれば、核の不使用条約ができる条件ができたわけで」あり、「それとセットした形で日本は非核法を作るべき」である、と述べた。これに対して田中は、「今、日本が安保条約を改定しようといったら、アメリカから出てくる反応は、当然もっと対等なものにしようとなるに決まって」おり、「おそらくそれは、多くの日本人にとってはいやな選択だろう」とする一方、「今後東アジアは現状維持では絶対に推移」せず、「朝鮮半島情勢」も、「中国と台湾との関係」も変化するゆえに、「日本として相当構想力をもって今後のアジア太平洋の安全保障の枠組みを考えておかなければならない。」と述べていた（209～216頁）。

以上にみられるとおり、常岡と前田は、日米同盟に批判的な一方で、米国との関係を視野に入れて新たな安全保障の枠組みを考えていた。これに対して田中は、日米同盟の枠組みを容認しつつ、将来の日本に新たな安全保障政策が求められる可能性に触れていたものの、そこから米国が除外されるとは論じていなかった。三者は立場が異なるとはいえ、いずれも米国との関係の中で、日本の安全保障政策を論じていたのである。

そして同年9月、日米両国政府は、「新ガイドライン」を完成し、合意した。その基本的な内容は、前述した中間報告をほぼ踏襲していたが、「周辺事態の概念」として、「地理的なものでなく、事態の性質に着目したもの」と、やはり極めて曖昧な定義が付加されていた<sup>(9)</sup>。

## 7 「周辺事態法」の成立と『世界』

翌1998年4月、日本政府は、「新ガイドライン」に実効性を付与するために作成した「周辺事態法案」を国会に上程した。この法案は、その目的を「日本周辺の地域における日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態（周辺事態）に対応して日本が実施する措置、その他の手続きその他の必要な事項を定めることにより、日本の平和及び安全の確保に資する」（第1条）と規定した。その上で、「周辺事態」に日本が対米支援を行う「後方地域」には、「日本の領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて、戦闘行為が行われないと認められる日本周辺の公海及びその上空の範囲」（第3条）と、「新ガイドライン」に即した形で定義が施されていた<sup>(10)</sup>。

そして、「周辺事態法案」の審議が国会で進む中、翌1999年、『世界』の4月号は、「＜周辺事態法案＞修正か、廃案か―野党党首に聞く」というインタビュー記事を掲載した。その中で、まず菅直人（民主党代表）は、「周辺事態法案」を「あくまで、現行の日米安保の円滑な運用のための法整備という枠の中で考えている。」が、日米安保条約が「法案全体にかぶっていない。」ため、同条約の「運用上、明確でないことがあると、いざという時に超法規的に対応する危険性が高い。」との問題点を指摘した。その上で、①「周辺事

(9) 「新ガイドライン」の全文は、前掲書『日米関係資料集』1369-1389頁。

(10) 「周辺事態法案」の全文は、『朝日新聞』1998年4月29日。

憲法案の第1条の目的条項に日米安保条約の枠の中ということを入れる」、②「周辺事態」の判定を、国会の事前承認に委ねる、という対案を提出した。

次に、神崎武法（公明党代表）は、自党の立場が「日米安保条約堅持であり、その具体的な運用が（新）ガイドラインだと思う。」と述べた上で、①「『周辺事態』の定義が不明確であり、政府として統一見解を示すべきである」、②「（米軍への）後方支援」を、「原則、『（国会の）事前承認』だが、『緊急時は事後承認』ということもあり得る。」との問題点を指摘した。

これに対して、不破哲三（日本共産党委員長）は、「周辺事態法案」を、「日本がアメリカの戦争に参戦する法案であり、大変な問題を含んで」おり、「廃案」を求めると述べた。しかし、聞き手の国正武重（政治評論家、元朝日新聞編集委員）が、前年（1998年）8月に共産党が他の野党との「暫定連合政府構想」の中で、安保問題に関して、①現在成立している条約と法律の範囲内で対応する、②現状からの改悪はやらない、③政権として廃棄を目指す措置を取らない等の見解を表明したことを質すと、不破は、「今は、総選挙が目の前にあるわけじゃない」と、明言を避けた。

さらに、土井たか子（社民党党首）は、「日米安保条約では書いてないことを新ガイドラインでやろうとしている。」、ゆえに、「周辺事態法案」に「反対」と明言した。その一方で、同法案に基づく自衛隊の出動に「国会の事前承認は不可欠。」と、同法案への条件付き容認ともとれるような発言を行っていた（50～61頁）。このように、野党各党の代表は、「周辺事態法案」に対して意見の差異を示していたものの、日米同盟の存在自体を明確に否定してはいなかった。

また、同じ号には、梅林宏道（太平洋軍備撤廃運動国際コーディネーター）が、「非核地帯構想こそが対案である」と題する論稿を寄せた。そこで彼は、「ガイドライン周辺事態法案の錯誤は、法案の修正で正される性質のものではなく、「廃案要求以外の道はない」とした上で、「市民の安全を保障するための『リアル・ディプロマシイ（現実的外交）』の「具体的ビジョンが問われている。」と指摘した。そして、「周辺事態法案」への対案として、日本、韓国、北朝鮮が「中心となってその領土・領海を『非核・戦域ミサイル禁止地帯』とする条約を締結」し、「米国、中国、ロシア（この三ヶ国に限定する必要はない）に対して、この（非核）地帯を尊重し、一定の義務を順守することを約束する議定書に参加するよう求める」と提言した（65～70頁）。しかし、前年の8月には北朝鮮の発射したミサイルが日本の太平洋沖合に落下し、これを契機に日米両国が北朝鮮に対する批判と警戒を強めるなど、梅林の主張する『非核・戦域ミサイル禁止地帯』を実現するための土壤は、未だに脆弱なままだったと言えよう。

このような中で、1999年4月25日、自民党・自由党・公明党は、①「周辺事態法案」第1条の「日本周辺の地域における日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態」に、「そのまま放置すれば日本に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等」との例示を追加し、②同条に「日米安保条約の効果的な運用に寄与し」と付加する、③自衛隊の後方支援等には国会の事前承認を原則とし、緊急を要する場合は事後承認とする、との点で合意<sup>(1)</sup>、同月27日、「周辺事態法案」は衆議院を通過した。

---

(1) 同上、1999年4月25日。

同じ時期、『世界』5月号に、片岡義男（作家）の寄せた「日米—奇妙で滑稽な関係」という一文には、次のような一節があった。

「これが周辺だぜ」とアメリカに言われると、「はあ、そうですねえ」と日本は答える。「有事だぞ」と言われると、「そうですか」と答える。長編娯楽小説の中の日本とアメリカは、今そんな場面の中にある。この二人の登場人物の関係には、最初からどこか滑稽さがあった。今もそれは健在だ（64頁）。

ここには、「周辺事態法案」が成立する流れにもはや抗しきれない、という諦観のようなものが浮かび上がっていた。

結局、同年5月24日、「周辺事態法案」は参議院でも可決され、法律として成立した。その同じ年の『世界』9月号には、「周辺事態法」の発動に関係することが予想される労働組合の幹部らによる座談会「『戦争協力法』に協力しないために」が掲載された。その中で、平山誠一（海員組合）が、「全体として戦争に協力しない、加担しない立場をしっかりと職場に浸透させていく。」、諏訪幸雄（航空乗務員組合）が、「航空法を盾に軍事協力は出来ないんだという世論を作ってブロックしよう」、伊藤彰信（港湾労働者組合）が、「労使協定の中で軍事に協力しない」、木口栄（医療関係労働組合）が、「戦争のための治療は行わないというような病院宣言を地域の中に広げるとか、労働者一人一人が絶対に戦争に協力しないとこの決意を示す取り組みを全国的に進めたい」と、それぞれ語っていた（55～58頁）。しかし、彼らの中に、日米安保条約自体の廃止を主張する者はいなかった。

## 8 ミブッシュ（子）政権の成立と『世界』

翌2000年8月、米国の民間研究機関「ナショナル・セキュリティ・アーカイブ」は、自ら入手した米国防務省の文書を公開した。そこには、日米両国政府が、1960年に改定安保条約を締結した際、「米軍の艦船・軍用機が核兵器を搭載したまま日本に寄港・飛来したり、朝鮮半島での有事の際に米軍が日本国内の基地から出動する場合、日米安保条約に基づく事前協議を行う必要はない」という点で合意していたことが記されていた<sup>(12)</sup>。

続いて、同年10月、米国のアーミテージ元国防次官補等、超党派のアジア問題専門家のグループは、翌年に迫った米国新政権の発足に向けて、対日政策の指針となる報告書を発表した。そこでは、朝鮮半島及び台湾海峡における不安定な情勢ゆえに、「日米安保条約がこれまで以上に重要性を増している。」ものの、「日本政府による集団的自衛権不行使の方針は、同盟協力の制約になっている」と指摘していた。また、米軍基地の「再編」、「統合」、「削減」に加え、沖縄県の海兵隊の施設や訓練を「アジア太平洋地域に分散する」ことも模索すべきだとも記していた<sup>(13)</sup>。この点に関して、アーミテージは記者会見で、「最終的には、沖縄に駐留する米軍の削減につながると見ている」と述べていた<sup>(14)</sup>。

(12) 同上、2000年8月30日。

(13) “The United States and Japan: Advancing Toward a Mature Partnership”, *INSS Special Report*, October 11, 2000, pp.1-7.

(14) 『朝日新聞』2000年10月12日。

さらに翌2001年1月、米国ではクリントンに代わってブッシュ（子）が大統領に就任した。そして同年、『世界』の4月号には、「ブッシュ新政権と日本外交」と題する討論が掲載された。そこではまず、宮里政玄（元琉球大学教授、日米関係）が、「一種の重層的な国際組織によって、日米関係を「相対化していくような仕組みを作っていくことが肝心だ」と述べた。続いて、五十嵐武士（東京大学教授、米国政治外交史）は、「日米安保を破棄することは直ちにできない」し、「（日米安保の）必要性はある」として、「南北朝鮮にしても中台関係にしても、とても安定している状態ではない」ゆえに、「予測できない国を相手にどういう国際関係を作っていかなければいけないかをきちんと考える必要がある」と語った。さらに朱建栄（東洋学園大学教授、現代中国論）は、「緊張緩和の方向を見据えた上で、日本はこれから米中の対決でどちらか一方に加担する必要はなく、（米中の）両方に働きかけ、アジアと欧米、先進国と途上国の間の架け橋になるような可能性はむしろ大きくなって」きたと述べた。また、我部政明（琉球大学教授、国際関係論）は、「アメリカ的な力の外交に近づくのではなくて、むしろそこから外れることが日本外交の特徴、持ち味に」なり、「それによって、日米関係そのものの幅が拡がり、日米関係が長期にわたりアジアの秩序構造の柱となることが可能となる」として、「それは、沖縄に過度に米軍プレゼンスを置くことでしか形成できない北東アジアの秩序から、沖縄の米軍基地が大幅になくなるような地域の平和と創造に向けた地域秩序構想に支えられるべき」であると論じた（231～234頁）。以上のように、論者はいずれも、日米関係の存在を前提として意見を述べていた。

## 9 テロ特措法・有事法制の成立と『世界』

同じ2001年の9月11日、「イスラム過激派」を名乗る武装組織は民間航空機を乗っ取って米国のニューヨークとワシントンに自爆攻撃を行い（9・11同時多発テロ）、米国政府は直ちにテロ撲滅戦争を中近東のアフガニスタンに対して開始した。この事態に日本政府（小泉純一郎を首相とする内閣）は、いち早く対米支持・支援を表明し、それを具体化するために政府の手になる「テロ対策特別措置法（テロ特措法、自衛隊が米軍に武器・弾薬以外の燃料・物資等を提供することを定めた）」が同年10月29日、国会で成立した。そして翌11月、同法に基づく米軍への支援活動のため、海上自衛隊の護衛艦がインド洋へと出航した。

こうした中で、『世界』の翌2002年1月号に、豊下楯彦（関西学院大学教授、国際政治論）は、「『新しい戦争』と『旧い同盟』」と題する論稿を寄せた。その中で彼は、「（9・11）同時多発テロに対する日本の対応」が、「『一人前の同盟国』として扱われるためには、対米軍事協力をひたすら拡大させねばならない、という論理の中にはまり込んできた」が、「日本が集団的自衛権（の行使）に踏み込むということは、自衛隊が名実共に米国の軍事戦略に組み込まれることを意味している」と指摘した。さらに彼は、「米国が誤った政策をとった時に」日本が、「米国の軍事外交政策の根本的な再検討を要請せねばならない。」と論じた（71～73頁）。ここには日米両国間の軍事協力に対する批判があるものの、日米関係それ自体を軽視するような趣旨をうかがうのは困難であった。

また、同年の『世界』4月号に、後藤田正晴（中曽根内閣時の官房長官、元警察庁長官）

は、「日米安保を見直す時期だ」と題するインタビュー記事で、「日米関係は重要だし、日本の外交の柱で」あり、「(日米両国間の) 友好関係は維持しなければ」ならないが、現在は、「軍事同盟の時代ではないのではないか。」「軍事同盟には必ず仮想敵国がある」けれども、「中国や北朝鮮が何で仮想敵国なのか。」と、日米同盟の強化を批判した。その上で、「日中は友好条約があり」、「アメリカと中国」が「友好関係になれば、極東地域の安全の枠組みというものができる。」として、「今すぐには無理だろうが、日米安保条約を平和友好条約に切り替える、そのための議論を始める時期にさしかかっているのではないか。」と述べていた(57頁)。ここでも、日米関係の重要性を基調とした議論がなされていた。

さらに日本政府は、こうした国際関係における武力による脅威の高まりを背景に、日本が戦争に直面する事態に備えて「有事法制」の実現に着手した。その結果、翌2003年6月には「武力攻撃事態対処法(日本が国外から武力による攻撃を直接受けた際の対応を定める)」等の3法が、さらに翌2004年6月には、「米軍行動円滑化法(日本に対する武力攻撃の際に米軍への物品等の提供を円滑に行い、米軍の行動に関する情報を国民に提供することを定めた)」等の7法が、国会で成立した。

そうした動きの中で、『世界』の2003年6月号に、松尾高志(ジャーナリスト)は、「有事法制は米戦略の一環である」という一文を寄せた。そこでは、「米軍と自衛隊との情報能力を比較すれば、米軍の方が量的にも質的にも圧倒的な情報優位にあることは歴然として」おり、「周辺事態と不可分な武力攻撃事態であってみれば、……米軍に自衛隊が引きずられる危険性が極めて高い」として、「軍事力の強化、日米同盟の強化という態度でアジア・太平洋の人々と向き合うことが正しいのか」との懸念を表明していた(72頁)。しかし、日本政府も、「テロ特措法」での自衛隊の活動が「戦闘が行われておらず、活動期間を通じて行われないことが認められる地域(非戦闘地域)で行われる」(第2条)とし、「米軍行動円滑化法」でも、自衛隊の武器使用を「自己の生命等の防衛のために止むを得ない場合」(第12条)と限定するなど、米軍との共同軍事行動という体裁をとらないようにする配慮を行っていた。

## 10 米軍再編問題と『世界』

2004年の秋に入ると、米国は、自国軍隊の世界への配備を再検討して軍事戦略の転換を図る作業(米軍再編)へと本格的に着手した。そうした中で日本政府は同年12月、「平成17(2005)年度以降に関わる防衛計画の大綱について(第3次防衛大綱)」を決定した。ここでは、「核兵器の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存する。」と、従来からの方針を継続すると同時に、「新たな安全保障環境とその下における戦略目標に関する日米の認識の共有性を高めつつ、日米の役割分担や在日米軍の兵力構成を含む軍事態勢等の安全保障全般に関する米国との戦略対話に主体的に取り組む。」と、米軍再編問題に前向きに取り組む姿勢を明らかにした<sup>(15)</sup>。

こうした中で、翌2005年、土佐弘之(神戸大学教授、国際関係論)は、『世界』の6月号に、「『現実主義』は現実を切り捨てる」という論稿を寄せた。そこで彼は、「日本型現

(15) 「第3次防衛大綱」の全文は、前掲書『戦後政治と自衛隊』278-291頁。

実主義の定型的思考の真骨頂は、『日米同盟堅持・強化＝日本外交の最適解』という、これ以上ないシンプルさにある。」が、「世界政治における圧倒的に優越した権力を、さらに盤石なものにしようとする、『勢力圧倒 (preponderance of power) の論理』に取り憑かれたアメリカに (日本が) 追随していくというのは、…… (国際関係の) 周辺や外部からの思わぬしっぺ返しをくらう可能性……を高めている」との懸念を表明した上で、日本には、「『自衛隊を軽武装化、解体した上で緊急支援隊に再編する』等のオルタナティブ的構想を一笑に付すような『現実主義』に揺さぶりをかけていく必要がある。」と論じていた (113～118頁)。その一方で、日米安保条約自体の廃止を求めるような記述はなく、日本が軍事面での役割を可能な限り軽度なものとした上で対米関係を保つことを前提に主張する自らの立場を示唆していた。

その同じ年の10月、日米両国政府は、「米軍再編」の一環として、「日米同盟・未来のための変革と再編」の中間報告を取りまとめた。そこには、①キャンプ座間 (神奈川県) に、米陸軍第1軍団司令部を改編した統合戦司令部及び陸上自衛隊中央即応集団司令部を設置する、②普天間 (沖縄県) の米軍飛行場を返還し、同県内の大浦湾からキャンプ・シュワブ南沿岸部に代替施設を設置する、③沖縄県に駐留する第3海兵機動展開部隊の司令部及び隊員及び家族約7千人を県外に移転する、等が盛り込まれていた<sup>(16)</sup>。このうち米国側は①について、キャンプ座間を中近東や中央アジアに展開する米軍の「司令塔」として機能させようと目論んでいた。しかし、これは、日本から出動する米軍の活動範囲を「極東」と枠づけた日米安保条約第6条を逸脱する可能性を含むものであった<sup>(17)</sup>。

これに対して、同年の『世界』12月号に、梅林宏道 (前出、NPO 法人ピースデポ代表) へのインタビュー「これはもはや『在日米軍』ではない」が掲載された。そこで梅林は、「米軍再編」の背景には、米軍が「地球上のどこへでも派遣できる」のみならず、「そこで持続的に戦争ができることが求められている」点があり、これは、「『たまたま日本に駐留しているだけ』の (米軍) 部隊が世界中に展開することに」なるが、「どう考えても、日米安保条約上はできない相談」であると述べた。そして、その結果、日本が「『軍事的対応のできる国』にしよう」といった方向へ流れていくのは危険なことであり、「『平和ボケ』を脱却しつつ、軍事力に傾かず『安全の守り方』を追求する力をどれだけ強められるか、これから日本の市民意識が問われるだろう」と語っていた。また彼は同時に、「日米安保条約ですら、『米軍に勝手な行動をさせない』という意味で法による縛りをかけて」おり、「なし崩しにされてきたとはいえ、(米国は) いまだに安保 (条約) の『極東条項』 (第6条) を公然と否定することはできない。」とも述べていた (119～122頁)。ここでは、日米安保条約の廃止を求めるというよりも、その枠組みの中で、日本が対米軍事協力以外の形で安全保障政策を実現することの必要性が打ち出されていた。

また、『世界』の同じ号には、我部政明 (前出) が「沖縄に新たな基地を作る余地はない」、半田滋 (東京新聞社会部記者) が「米軍再編の『上げ底』と『下げ底』」と、それぞれ論稿を寄せていた。そこで我部は、「広大な米軍基地がすでに存在する沖縄本島に新たな基地を作る空間はない」 (131頁)、半田は、「米軍再編協議が終了すれば、5年以内と5

(16) 『朝日新聞』2005年10月30日。

(17) 同上、2004年10月13日。

年後の2段階に分けて、在日米軍が質、量共に格段に強化され、「自衛隊との連携を深める『日米共同の強化』も（協議の合意に）盛り込まれ」、「自衛隊が……武力行使に至る日はそう遠くない。」（138頁）と、それぞれ批判と懸念を表明していた。

しかし、既に2004年10月、日本政府は、「米軍再編に関しては、日米安保条約第6条の解釈は見直さず、現行の枠内で進める」との見解を表明し<sup>(18)</sup>、同月、米国のパウエル国務長官も、「安保条約第6条について、米国側はいかなる解釈の変更も求めている」と、日本政府の立場に配慮を示していた<sup>(19)</sup>。そして2006年5月、日米両国政府による「米軍再編の最終合意」では、2014年までに沖縄からグアムに移転する海兵隊員及びその家族の人数を、合計で約1万7千人まで増加する、と日本側負担の軽減策を盛り込んでいた<sup>(20)</sup>。

## 11 結論

「冷戦の終結」後から「米軍再編」に至る時期の間、『世界』は、「多国間安全保障」や「非核地帯構想」等、日米同盟に代わり得る安全保障の枠組みを提示し続けたり、日米同盟の強化に対する懸念を繰り返し表明していた。しかし、それらは日米安保条約の枠組みや米国との関係を前提としていたり、あるいは国際関係の状況に照らして実現すること自体困難なものが大多数を占めていた。同誌に度々寄稿する大沼保昭（東京大学教授、国際法学者）は、別な場で「日本の将来への最大の不安は保守主義の知恵の喪失で」あり、それは「目配りが利き、バランスがとれ……現実的な判断も加え、時には『革新派』の政策を我がものにするしたたかさで日本を運営していく」ことの「強みと安心感」であったと記している<sup>(21)</sup>が、ここには日米安保条約に「現実的な判断」を以て対応し、「したたかに」日本の安全を守ることの重要性への指摘と並んで、日本がそうした路線から逸脱することに対して、『世界』に意見を寄せた多くの論者たちの抱いた危惧の念が込められていよう。

他方で日本政府は、「新ガイドライン」から「米軍再編」に至るまでの枠組を、すべて「日米安保条約の範囲内」で対応する姿勢を崩そうとはしなかった。その結果、日米同盟は、『世界』の論者たちが示した懸念とは裏腹に、漸進的な拡大・強化を続けたのであった。

---

(18) 同上、2004年10月21日。

(19) 同上、2004年10月25日。

(20) 同上、2006年5月2日。

(21) 大沼「『保守主義の知恵』どこへ」同上、2004年4月24日。

## 〔抄 録〕

「冷戦の終結」後から「米軍再編」に至る時期の間、『世界』は、「多国間安全保障」や「非核地帯構想」等，日米同盟に代わり得る安全保障の枠組みを提示し続けたり，日米同盟の強化に対する懸念を繰り返し表明していた。しかし，それらは日米安保条約の枠組みや米国との関係を前提としていたり，あるいは国際関係の状況に照らして実現すること自体困難なものが大多数を占めていた。それらには，日米安保条約に「現実的な判断」を以て対応し，「したたかに」日本の安全を守ることの重要性への指摘と並んで，日本がそうした路線から逸脱することに対して，『世界』に意見を寄せた多くの論者たちの抱いた危惧の念が込められていた。

他方で日本政府は，「新ガイドライン」から「米軍再編」に至るまでの枠組みを，すべて「日米安保条約の範囲内」で対応する姿勢を崩そうとしなかった。その結果，日米同盟は，『世界』の論者たちが示した懸念とは裏腹に，漸進的な拡大・強化を続けたのであった。